

十月二十日署名開始 目黒無防備平和条例制定にむけて

目黒無防備平和条例を実現する会 茅根潤一さん

目黒無防備平和条例制定にむけた直接請求署名がいよいよ10月21日(土)からスタートします。

8月25日憲法学者の星野安三郎先生を招いて記念講演を行い、「会」の結成をして以降、ほぼ毎週運営委員会を開催し、受任者、賛同人をどう広げていくか、条例内容をどう作り上げていくかなどを論議してきました。

目黒区の有権者は約22万5千人、条例制定に必要な署名数は約4500名です。これを1か月の法定期間に1万筆集めることを目標にしています。目黒区では、過去にも区長公選制やアセスメント条例制定を求める直接請求署名が取り組まれたそう、約1万集まったそうです。

私たちは今回署名を取り組むにあたって、次期総裁安部晋三が、新憲法制定を5年以内に実現すると公言している中で、地域からの「戦争非協力の街」づくりに向けて、

多くの区民の平和への思いを署名に結実させ、平和憲法を实践する目黒にしていきたいと決意しています。

地域に入って、賛同者になってほしいと訴えに行くと、ある牧師は「本場にこういふ条例が必要ですね」と即賛同してくれ、カンパもしてくれました。このように、地域に出れば、今の「戦争国家づくり」に不安を感じ、なんとかしなければ、何かできることをしたいという人がたくさんいると確信しています。

スタッフの一人は、「若い頃は、原水禁運動やベトナム反戦運動をしました。それから、だいたいましたが、この平和条例を求める運動は、自分に合っている」と意欲を燃やしています。署名まで後1カ月となりました。今、私たちは、チラシの完成も真近になり9月25日以降目黒全域にチラシ配布と受任者100名以上をつくりだし、署名運動に入っていくつもりです。

連絡先 03 3712 0068

大阪府寝屋川市の国民保護法協議会を傍聴して ジュネーブ条約追加議定書の「文民保護」が、論点に

寝屋川市の第2回協議会を傍聴しました。協議会委員に国際人道法の専門家が任命されています。30分程の協議会でしたが、市の計画案に対しての専門家の委員の提言は、端的に「軍・民分離原則」を明確にしたものでした。以下のやり取りがありました。協議会委員に国際法の専門家を任命するか、また、協議会への招致は必要だとの思いを、あらためて強くしました。同時に、自分の住む市町村の協議会のことを知ることの大切さを痛感しました。

委員「専門家として伺う。自衛隊が避難に関わる場合のことだが、ジュネーブ条約第一追加議定書の61条、67条に市民保護組織団体が規定されている。あくまでも市民的存在であり軍の関与を避けようとしている。67条(文民保護組織に配属される軍隊の構成及び部隊)では、自衛隊は、基本的に戦闘員だから市民との混在は、攻撃対象となり危険である。関与するならば文民保護の専任の形が必要。防衛庁から何らかの指示はあるのでしょうか?自衛隊の委員もおられるので聞いてみたいらどうか」

事務局「第67条の1、a(要員及び部隊が第61条に規定する任務のいづれかの遂行に常時充てられ、かつ、専らその遂行に従事すること) b(aに規定する任務の遂行に充てられる要員が紛争のいかなる軍事上の任務も遂行しないこと)は、議定書があるので尊重されるだろう。寝屋川市の保護計画では、「避難」に関して、あらかじめ必要な措置を知事と市長が協議するとなっているから」

市長「委員同士の同士のやり取りは、不適當とかんがえる」
委員「専門家として聞くが、事務局として答えにくいかもしれないが、自衛隊の方はどのような形で関与するのか。軍・民分離原則はジュネーブ条約第一追加議定書の根幹なのでお聞きした」

事務局「後日返事したい」